

「技能職員の勤務労働条件等」に関する予備交渉（議事録）

【局（総務課事業管理担当）】

それでは、技能職員の勤務労働条件等について予備交渉を行ってまいりたい。

【支部】

2023 自治労現業統一闘争にかかる、建設局における技能職員の勤務労働条件等についての申し入れに関する趣旨説明を行う。

「2023 自治労現業統一闘争に関する要求書」（案）

【局（職員課）】

申し入れ項目のうち第1から8項及び12項については、局が主体性を持って対応する内容であり、交渉の対象ではないと考える。

一方、第9、10、11項については、職員の勤務労働条件に関わる事項であり、交渉事項と考える。

【支部】

我々としては、すべての項目が取り組むべき事項であると考えているが、要求事項のうち、第9、10、11項についてのみ交渉事項とのことであるので、やむを得ないと考える。

【局（総務課事業管理担当）】

それでは、第9、10、11項についてのみ、交渉事項として双方確認する。

続いて交渉議題、日時、場所及び手法等について調整する。

【局（職員課）】

本件については、交渉議題を「技能職員の勤務労働条件等について」とし、本交渉で行うこととしたい。また、交渉日時・場所については、令和5年10月12日（木）午後4時15分より、建設局ATC庁舎11階第10・11共通会議室としたい。

出席者については、職員課長以下としたい。

【支部】

了解する。

支部の出席者は支部長以下とする。

【局（総務課事業管理担当）】

本日の予備交渉は、以上の確認をもって終了する。